

共催に関する規程

制定日：令和7年8月22日

(目的)

第1条 他学会等との共催について、その基準および承認手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 共催とは、本会を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを企画・実施・運営を行うものである。共催団体とは、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行い、共に責任を負う団体をいう。

(対象となる催し)

第3条 共催の対象となる催しは、その内容が本学会の会則第2条に定める目的を達成するためには有益と認められるものとする。

(企画・申請・審査)

第4条 共催の対象となる催しの企画・申請・審査は、以下の手続きによる。

1. 本会が催しを共催する場合には、正副会長が企画・検討・決定し、常任理事会で報告する。
2. 本会が主催する事業等に対して他の団体から共催の申し出を受けた場合には、当該団体は共催申出書を提出する。本会の正副会長は承認の可否を判断し、常任理事会に報告する。
3. 共催催しにおいて、正副会長は学会誌の投稿対象となる研究報告の有無を確認し、研究報告があると判断する場合は、学会誌編集委員会にその旨連絡するものとする。

(周知)

第5条 共催を承諾した事業は、原則としてその開催案内を会員に向けて周知する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会で決定し、会員総会で報告する。

付則

この規程は令和7年8月22日から施行する。